

提供年月日	令和5月11月24日
担当部課	都市建設部都市計画課
担当者	羽田・三田
連絡先電話番号	077-587-6324

野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画の一部改訂(案)に係るパブリックコメントの実施について

上位計画である第2次野洲市総合計画の一部改訂(案)に伴い、その内容に即すとともに、都市計画をとりまく情勢の変化に対応するため、本市の都市計画に関する基本的な方針の一部改訂を進めています。

つきましては、計画の内容をより良いものにするため、この一部改訂(案)に関して、広く周知し、意見の募集(パブリックコメント)を実施します。

記

1. 意見募集期間

令和5年11月24日(金)～令和5年12月22日(金)

※各閲覧場所の執務時間内に限る。

2. 閲覧場所

都市計画課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター(みかみは除く)、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可能

※コミュニティセンターみかみは改修工事のため除く

3. 意見提出の方法

募集期間内に住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入の上、郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで提出

4. 意見の提出先・問い合わせ先

〒520-2395 野洲市小篠原 2100-1 野洲市役所 都市計画課

電話：077-587-6324 FAX：077-586-2176

Eメール：tosi@city.yasu.lg.jp

5. 意見等の公表

提出されたご意見等は、計画(案)の参考にしますが、意見に対する個別回答は行いません。後日、意見に対する市の考え方をまとめ市ホームページで公表します。

野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画の一部改訂について

1. 改訂の趣旨

野洲市民病院を総合体育館東側市有地に整備することで、医療、運動（スポーツ）、福祉機能が集約し、さらに今後、豊かな自然環境を生かした地域づくりを進め、一層の機能充実と強化を図ることで、当該地域を人々の交流や健康づくりにつながる新たな拠点として形成することを目指すべく、第2次野洲市総合計画と一体的に改訂を行います。

また、この改訂に合わせて、防災まちづくりの将来像等を示す「防災指針」を立地適正化計画中に位置付けるほか、都市計画マスタープラン中には医療や福祉、教育、防災、交流などの機能を備える都市施設の整備方針を位置付けます。

2. 改訂案（概要）

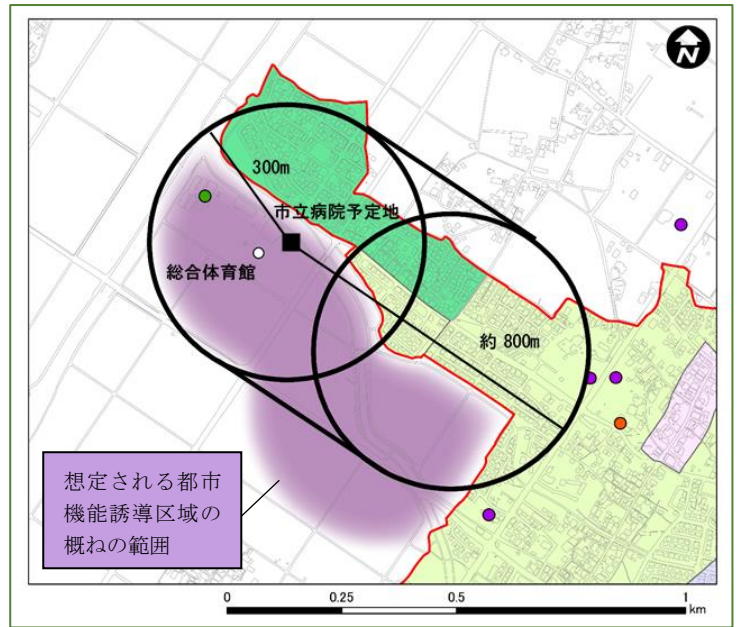
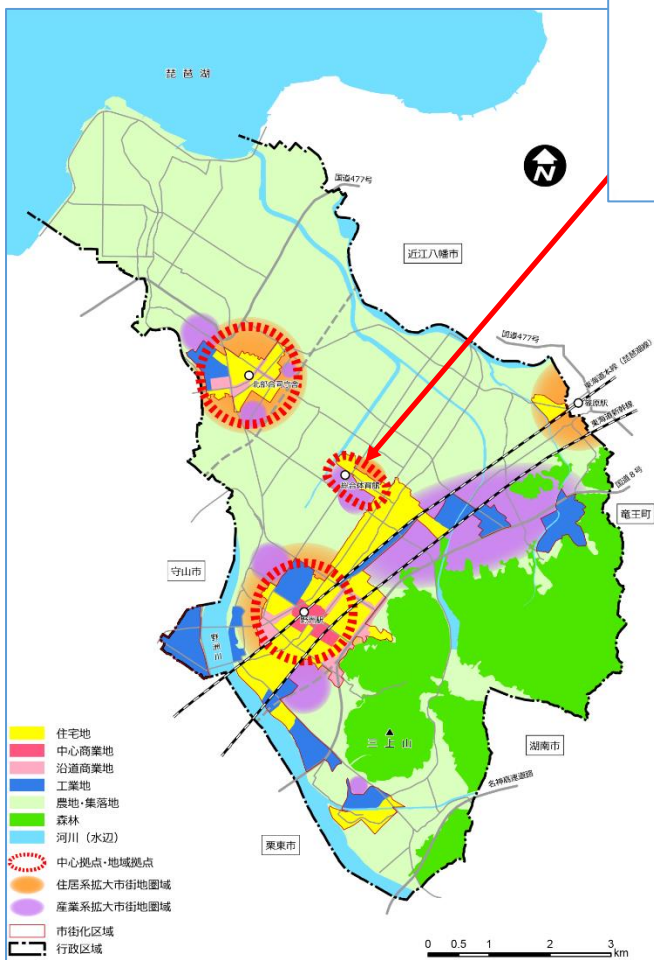
（1）新たな拠点「地域拠点（総合体育館周辺）」

「地域拠点」として総合体育館周辺を追加



地域拠点（総合体育館周辺）

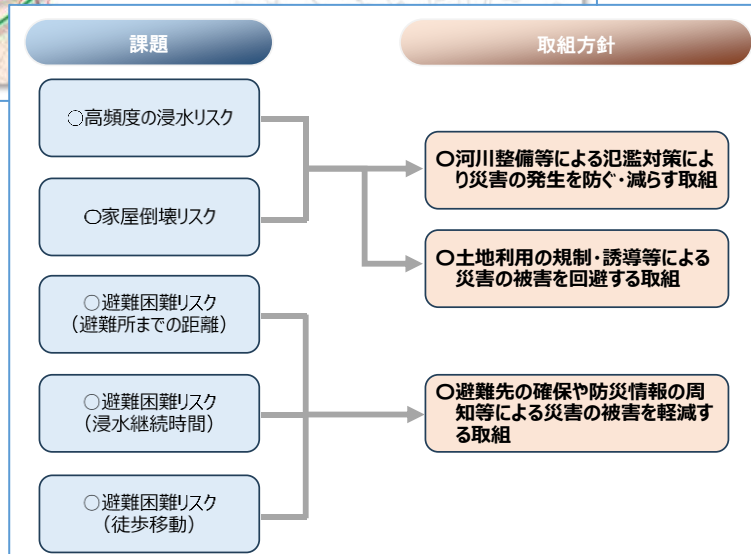
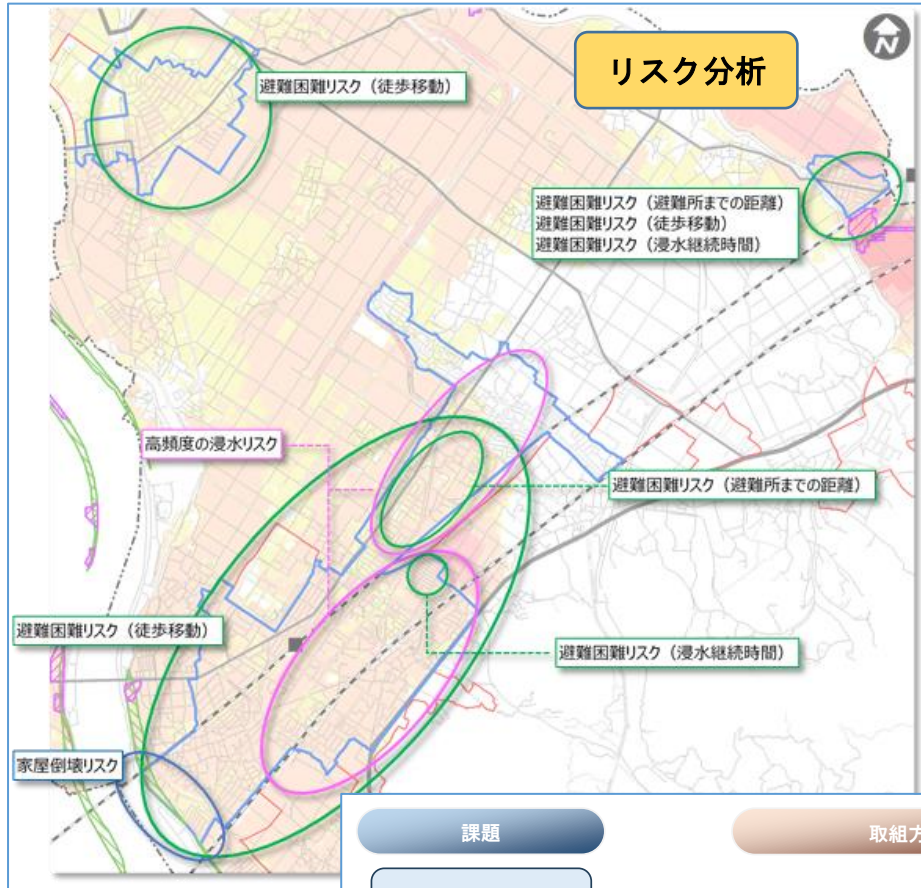
●→市域のほぼ中央に位置し、体育施設、福祉施設及び居住が集積している地域であり、医療・健康・福祉機能の集約や、豊かな自然環境を活かした交流施設の整備などにより、拠点としての機能充実・強化を図ります。



想定される都市機能誘導区域の概ねの範囲（立地適正化計画）
※市街化調整区域では、法定の誘導施策等を設定できないため、将来的な市街化編入に合わせて検討を進める任意的な方針として記載。

野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画の一部改訂について

(2) 防災指針（立地適正化計画）



取組方針（施策）	主体		完了時期		
	国・県	市 市民・事業者	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
災害の発生を防ぐ・減らす					
外水氾濫対策					
①国・県管理河川の河川整備等	○		←→	←→	←→
②市管理河川の河川改良等		○	←→	←→	←→
内水氾濫対策					
①公共下水道（雨水）の管渠等整備		○	←→	←→	←→
②童子川第4排水区の雨水幹線整備事業		○	←→		
雨水貯留機能の向上					
①雨水貯留施設の整備や開発行為に伴う調整池の設置		○	←→	←→	←→
災害の被害を回避する取組					
①都市再生特別措置法に基づく届出制度等の活用による居住誘導		○	←→	←→	←→
②市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の見直し検討		○	←→		
③居住誘導区域の見直し（適時）土地利用規制の検討		○	←→	←→	←→
被害の軽減に向けた取組					
安全な避難先等の確保					
①河川防災ステーションの整備		○	←→		
②避難所等の確保		○	←→	←→	←→
③帰宅困難者への支援		○	←→	←→	←→
災害リスクの周知と避難体制の強化					
①ハザードマップ等の整備・拡充		○	←→	←→	←→
②水害リスクが高い地域で避難計画作成		○	←→	←→	←→
③避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備		○	←→	←→	←→
④水害出前講座の実施		○	←→	←→	←→

(3) その他都市施設等に関する方針 (都市計画マスタープラン)

基本的な考え方

- 医療や福祉、教育、防災、交流などの機能を備える公共施設の適正配置や適切な保全・更新により、市民の利便性の向上や良好な都市環境の確保を目指します。
- 既存の公共施設について、「野洲市公共施設等総合管理計画」に基づく、保全・更新に努めるほか、集約・複合化などによる施設の再編を進めます。
- 事業・サービスを継続する公共施設については、個別の施設ごとに費用対効果を考慮し、施設の建替えや大規模改修を計画的に進めるとともに、予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

② その他都市施設の整備方針

改訂要点

教育文化施設、子育て支援施設

- ・小中学校 ⇒ 保全・更新、適正配置
- ・文化ホール等 ⇒ 集約化の検討
- ・コミュニティセンター
- ・博物館等、図書館 ⇒ 保全・更新
- ・子育て支援施設(保育所(園)、幼稚園、こども園、こどもの家) ⇒ 保全・更新、適正配置

医療施設、社会福祉施設

- ・病院 ⇒ 移転建替え
- ・社会福祉施設 ⇒ 保全・更新、適正配置

供給施設、処理施設

- ・上水道施設、ごみ処理施設 ⇒ 保全・更新
- 都市環境形成の方針へ追加

野洲市公共施設等総合管理計画
個別施設計画、その他関連計画など

